

道特別支援金C（案）

令和3年第3回北海道議会定例会に提案中

概要

8月以降、緊急事態措置等により、大変厳しい経営状況となっている全道の幅広い事業者の皆様を対象に、休業・時短等の協力支援金や国の月次支援金の対象とならない方々に向け、新たな道特別支援金Cにより支援します。

要件1

① 時短対象飲食店等 との取引がある事業者

※農漁業者、飲食料品、割り箸、おしぼりなど、
飲食業に提供される財・サービスの供給者

または

② 外出・往来の自粛要請等 による影響を受けた事業者

※旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、理
美容関係、各種教室、商店、昼間営業の飲食店な
ど、人流減少の影響を受けた事業者

要件2

2021年8月～2021年9月のいずれかの月の売上が
対前年または前々年同月比で30%～50%未満減少

- ※ 売上を前年と比較できない新規開業の方々等への特例措置も実施
- ※ 仮に、緊急事態措置等が延長された場合は、対象月の延長を予定

給付額

中小法人等 20万円
個人事業者等 10万円

申請受付期間

2021年10月中旬～
2022年1月末まで受付予定

※道特別支援金A・Bの受付期限をCにあわせて2022年1月末まで延長

- ※ 北海道議会の議決により内容が変更になる可能性があります。
- ※ 給付要件の対象事業者や売上減少率等は、道特別支援金Bと同様の
予定です。
- ※ 個別のお問い合わせにつきましては、今後設置するコールセンターで
受付いたします。